



兵労発基 0731 第 3 号  
令和 7 年 7 月 31 日

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会  
兵庫県支部 支部長 殿

兵 庫 労 働 局 長

令和 7 年度秋の交通労働災害防止運動の実施について

労働行政の推進につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、兵庫労働局では、交通労働災害防止対策を効果的に推進するため、今年度におきましても別添のとおり「令和 7 年度秋の交通労働災害防止運動実施要綱」を策定し、同要綱に基づき運動を実施することとしています。

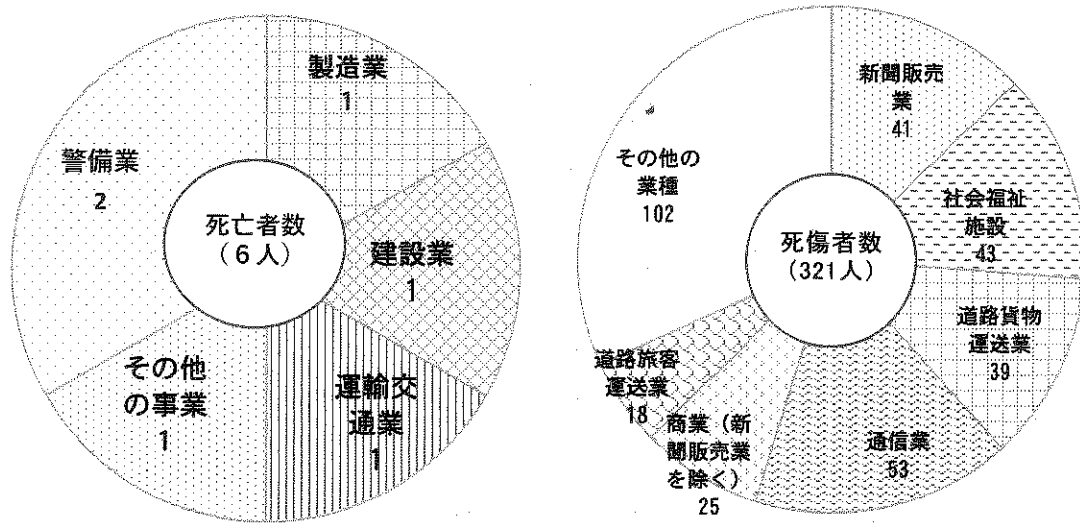
つきましては、本運動の趣旨をご理解いただき、同要綱に基づいた積極的な活動を展開されますようご依頼申し上げます。

## 配達時における安全作業のポイント 7

- 1 出発前にライト、ウインカー、ストップランプ、ブレーキなどを点検しましょう。
- 2 バイクを運転するときは、反射ベストを着用し、必ずヘルメットをかぶり、「あごひも」を締めましょう。
- 3 危険な箇所や、過去にヒヤリとしたり、ハットしたりした場所を書き込んだ、交通安全情報マップを作り、活用しましょう。  
(他の作業への貴重な情報となります。)
- 4 見通しの悪い交差点、広い道路に出る時、また、踏切では、必ず一時停止をし、目で見て声を出して、「右ヨシ！左ヨシ！」と安全確認をしましょう。
- 5 早朝の交差点などは、交差点に近づく他の車の動きをみるため、信号が青でも徐行して、必ず左右を確認しましょう。
- 6 雨の日や強風などの悪天候のときは、白線やマンホールなどの滑りやすい場所を避けて運転しましょう。
- 7 急ぐあまり、階段の2段とびは止めましょう。また、足下の安全を十分確認しましょう。

(参考)

兵庫県内における令和6年交通労働災害（道路）発生状況（単位：人）

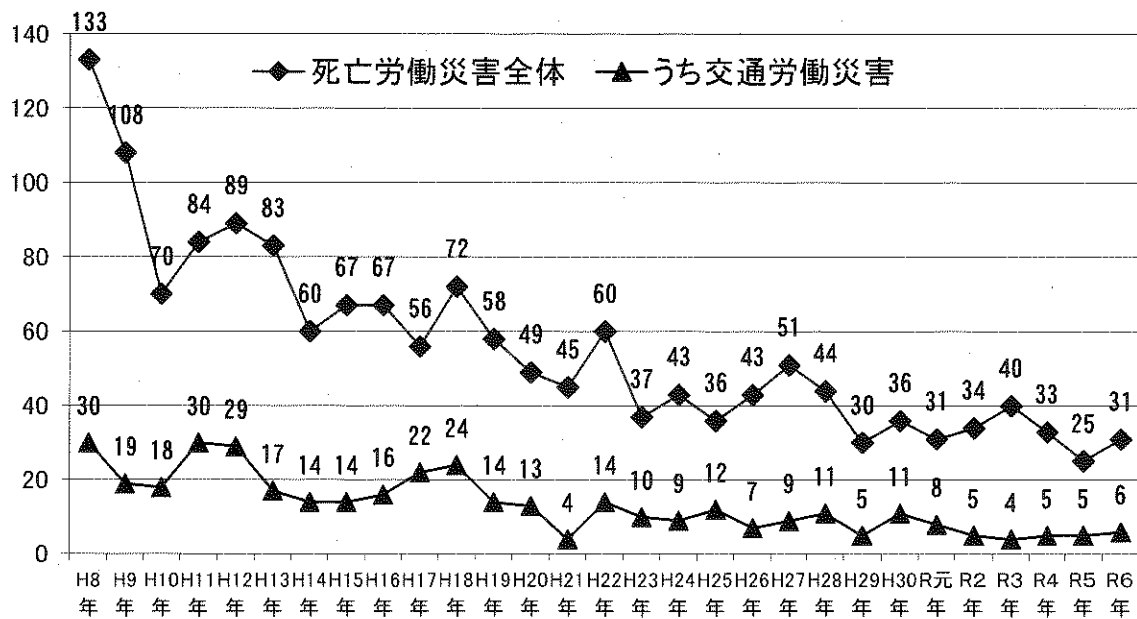


注）死傷者数：死亡及び休業4日以上の休業者数

【死傷者数は労働者死傷病報告による】

注）商業は、新聞販売業を除いた数字

兵庫県内における死亡者数の推移（平成8年～令和6年）（単位：人）



※令和2年から令和4年までの死亡者数には、新型コロナウイルス感染症による死亡者数を含む。



## 令和7年度秋の交通労働災害防止運動実施要綱

### 1 趣 旨

本運動は、秋の全国交通安全運動期間を含む9月を実施期間とし、事業者はもとより、行政、業種別労働災害防止団体、業界団体など関係者が一丸となって、交通労働災害による死亡者ゼロを目指して、県下全域での集中的かつ効果的な交通労働災害防止活動を推進することを目的とし、平成18年から実施しています。

兵庫県内の交通労働災害による死亡者数は、増減を繰り返しながら長期的には減少傾向を示し、この10年余においては死亡者数全体の約2割を占める状況で推移しています。令和6年は、6人の労働者が亡くなっています（前年比1人増）。

また、令和7年5月末現在における交通労働災害による死亡者数については2人であり、未だ死亡災害が発生していることから、引き続き今年度も取組を推進するとともに、それぞれの職場で交通労働災害防止活動の徹底を図ることとします。

### 2 期 間

令和7年9月1日から令和7年9月30日まで

### 3 主唱者

兵庫労働局、県下各労働基準監督署

### 4 協 賛

国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部、兵庫県、兵庫県警察、一般社団法人兵庫労働基準連合会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部、日本新聞販売協会近畿地区本部

### 5 対象業種

兵庫県下の全業種を対象とし、特に道路貨物運送業、新聞販売業、社会福祉施設を重点業種とする。

### 6 実施事項

#### (1) 兵庫労働局

ア 業種別労働災害防止団体、業界団体等への文書要請

イ 広報資料等の作成、配布

ウ ホームページ等による広報活動

#### (2) 労働基準監督署

ア 団体、事業場に対する交通労働災害防止対策の取組勧奨

イ「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知啓発

ウ 労働災害防止団体等が行う交通労働災害防止に関する研修会を支援する。

#### (3) 協賛者

ア 事業場の実施事項に対する支援

イ 広報誌等による周知

(4) 事業場

ア 全業種共通事項

(7) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底

- ① 交通労働災害防止に関係する管理者(安全管理者、運行管理者等)を選任するとともに、管理者に対し必要な教育・研修を実施し、交通労働災害防止のための安全管理体制を確立する。
  - ② 安全衛生方針の表明、目標の設定、計画の作成・実施・評価・改善を行う。
  - ③ 交通労働災害防止に関する事項について安全委員会等において調査審議を行う。
  - ④ 適正な労働時間の管理及び走行管理を実施する。
  - ⑤ 適正な走行計画を作成し、運転業務従事者に適切な指示を行う。
  - ⑥ 乗務開始前の点呼等を実施し、その結果に基づく措置を適切に実施する。
  - ⑦ 交通労働災害防止のための雇入れ時及び日常の教育を行う。
  - ⑧ 健康診断を実施し、その結果に基づいて適切な事後措置(就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業回数の減少等)を行う。
  - ⑨ 交通労働災害防止に係る交通安全情報マップの作成、ポスターや標語の掲示等交通安全についての意識の高揚を図る。
  - ⑩ 異常気象等への対応、自動車等の走行前点検等、必要な措置を行う。
- (f) 積雪や路面凍結の情報に注意し、季節に応じた対策を講じる。
- (g) 他車両からの視認性向上のため、早朝、夕方早めの点灯を励行する。

イ 道路貨物運送業

(7) 上記アの「全業種共通事項」

(f) 次の事項を推進する。

- ① リスクアセスメント(危険有害性の調査及び措置の実施)に取り組む。
- ② 陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。

ウ 新聞販売業

(7) 上記アの「全業種共通事項」(ア(7)②、③は事業場の規模に応じて実施)

- (f) 適正な配達量とし、かつ、労働者が無理な配達をしないよう点検する。
- (g) 高齢者について、十分に配慮する。(被災者の多くを高齢者が占める。)
- (i) 次の事項を推進する。

- ① 走行経路を調査し、「安全走行計画」を作成する。
- ② 交通労働災害の「危険予知訓練」を行う。
- ③ 配達員の健康状態を健康診断等により把握し、その結果に基づき適切な指示を行う。
- ④ 「配達時における安全作業のポイント7」を励行させる。

エ 社会福祉施設

(7) 上記アの「全業種共通事項」及びイ(f)①の事項に取り組む。

(f) 危険予知による運転を励行し、急の付く動作や速度超過に対する注意喚起を行う。